

# 清須げんき商品券取扱店舗登録のご案内

エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として清須げんき商品券販売事業（プレミアム率 30%）を実施します。つきましては、清須げんき商品券取扱店舗を募集します！

また、昨年度に引き続きげんき商品券に加え、マル得店舗でのみ利用可能な「マル得店舗専用商品券」（1枚 500円）を発行し、中小零細事業者や小型店舗への支援と更なる消費喚起を図ります。

是非この機会に、げんき商品券取扱店舗登録と共にマル得店舗にもご登録ください！！



店舗とは・・・げんき商品券取扱店舗のうち、一度の買い物でげんき商品券もしくはマル得店舗専用商品券（併用可）1,000円以上利用された方へ、毎回特典を提供することが可能な店舗のこと。

## 【マル得店舗登録条件】

- 市内中小企業者に限ります。（げんき商品券の取扱店舗登録は、市内大企業でも可。）
- 特典は割引やクーポン等で商品券利用者に10%（約100円）程度還元されることを目安にしてください。

## マル得店舗専用商品券について

★ 一次販売限定 ★ ※ 事業の詳細については、裏面をご覧ください。

げんき商品券1冊の購入につき、マル得店舗専用商品券1枚（500円）が進呈されます。

⇒ げんき商品券は1世帯2冊まで購入可能です。（市内約30,000世帯）



<げんき商品券(全店利用可) 6,500円(500円×13枚)×2冊>

+

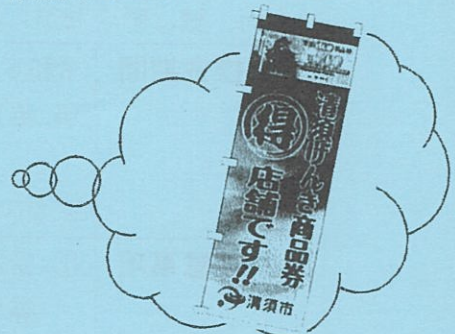


<マル得店舗専用商品券(マル得店舗限定) 500円×2枚>

## ★ マル得店舗限定特典 ★

★ **お得** マル得店舗専用のぼりをプレゼントします！

★ **お得** 取扱店舗一覧に店舗情報を大きく掲載します！



取扱店舗一覧への情報掲載は、令和5年7月10日（月）までに登録して頂いた方が対象です。

※ マル得店舗のみの登録はできません。

※ 取扱店舗登録は令和6年1月31日（水）まで受け付けます。

商品券取扱店舗へのご登録は清須市商工会へ

清須市商工会

（電話 052-400-3008 F A X 052-400-8484）



令和5年度 清須げんき商品券事業の概要について

事業目的	エネルギー・食料品価格等の物価高騰により停滞した市内の消費活動を喚起するため。				
販売方法	<p>① 一次販売：令和5年8月1日（火）～ 同月31日（木）          ⇒ 市内在住の世帯向け（1世帯2冊まで）          ⇒ げんき商品券を1冊5,000円（6,500円分）で販売。          ⇒ <u>げんき商品券1冊の購入につき、マル得店舗専用商品券を1枚（500円）進呈。</u></p> <p>② 二次販売：令和5年9月下旬～10月31日（火）          ⇒ ①の期間中に往復はがきで申込みをした世帯主。（1世帯1申し込みまで）</p>				
事業規模	<p>◆ げんき商品券：プレミアム率30% 1冊6,500円（5,000円で販売）が60,000冊          ◆ マル得店舗専用商品券：プレミアム率10% 1枚500円が最大で60,000枚</p>				
商品券利用期限	令和5年8月1日（火）～ 令和6年1月31日（水）				
注意事項	<p>① 次に掲げる物品、役務等の提供を受けるために使用することはできません。          (a) 不動産、(b) 金融商品、(c) たばこ          (d) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの          (e) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務          (f) 国税、地方税、使用料等の公租公課</p> <p>② 取扱店舗として登録済みの店舗（清須市内）のみで使用できます。          ※ マル得店舗専用商品券は、マル得店舗として登録済みの店舗（清須市内）のみ</p> <p>③ 釣り銭は出さないでください。 ④ 有効期限を過ぎた券は、利用できません。          ⑤ 本件の盗難、紛失又は滅失等について、市役所は一切責任を負いません。          ⑥ 取扱店舗におかれては、券面ホログラム（偽造防止）等により、複写されたものでないかを確認の上で受領してください。（偽造された商品券は換金できません。）</p>				
換金方法	<p>以下の期間に所定の換金請求書に必要事項を記入の上、受取済み商品券を添えて、清須市商工会（清須市清洲一丁目6番地1 / 電話 052-400-3008）へ提出してください。          尚、誠に勝手ながら昼休憩時間帯はご遠慮いただきますようお願い致します。</p> <table border="1" data-bbox="368 1518 1528 2096"> <tr> <td data-bbox="368 1529 539 1709">換金期間</td> <td data-bbox="547 1529 1528 1709"> <p>令和5年8月1日（火）～ 令和6年2月29日（木）（土日、祝日を除く）                  ⇒ 毎月2回 ① 5日16時締切：当月15日振込                  ② 20日16時締切：当月末日振込                  ※ 振込日が休日の場合は、翌日。現金での換金不可。換金・振込に係る手数料負担はなし。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1720 539 2085">注意事項</td> <td data-bbox="547 1720 1528 2085"> <p>① 受け取った商品券には、裏面の取扱店印欄へゴム印（シャチハタ）等で店舗名・個人名の押印（又は記入）をお願いします。                  ② 商品券が100枚を超える場合は、100枚ごとに輪ゴム等で結束してください。また、商品券の種類ごとに結束してください。                  ③ 次の商品券は換金できませんので、受け取り時に十分注意してください。                  (a) 破損・汚損等で原券の確認ができないもの                  (b) 利用・換金期間を過ぎている商品券 等</p> </td> </tr> </table>	換金期間	<p>令和5年8月1日（火）～ 令和6年2月29日（木）（土日、祝日を除く）                  ⇒ 毎月2回 ① 5日16時締切：当月15日振込                  ② 20日16時締切：当月末日振込                  ※ 振込日が休日の場合は、翌日。現金での換金不可。換金・振込に係る手数料負担はなし。</p>	注意事項	<p>① 受け取った商品券には、裏面の取扱店印欄へゴム印（シャチハタ）等で店舗名・個人名の押印（又は記入）をお願いします。                  ② 商品券が100枚を超える場合は、100枚ごとに輪ゴム等で結束してください。また、商品券の種類ごとに結束してください。                  ③ 次の商品券は換金できませんので、受け取り時に十分注意してください。                  (a) 破損・汚損等で原券の確認ができないもの                  (b) 利用・換金期間を過ぎている商品券 等</p>
換金期間	<p>令和5年8月1日（火）～ 令和6年2月29日（木）（土日、祝日を除く）                  ⇒ 毎月2回 ① 5日16時締切：当月15日振込                  ② 20日16時締切：当月末日振込                  ※ 振込日が休日の場合は、翌日。現金での換金不可。換金・振込に係る手数料負担はなし。</p>				
注意事項	<p>① 受け取った商品券には、裏面の取扱店印欄へゴム印（シャチハタ）等で店舗名・個人名の押印（又は記入）をお願いします。                  ② 商品券が100枚を超える場合は、100枚ごとに輪ゴム等で結束してください。また、商品券の種類ごとに結束してください。                  ③ 次の商品券は換金できませんので、受け取り時に十分注意してください。                  (a) 破損・汚損等で原券の確認ができないもの                  (b) 利用・換金期間を過ぎている商品券 等</p>				



令和5年6月9日

清須市商工会員 御中

清須市商工会  
会長 堀田 忠彦  
(公印省略)

令和5年度「清須げんき商品券事業」に係る  
取扱店舗及びマル得店舗登録について（ご案内）

初夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は商工会事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

清須市では昨年度に引き続き、「清須げんき商品券事業」を実施することになりました。昨年度事業と同様、中小零細事業者店舗での商品券利用促進を図るため、マル得店舗でのみ利用可能な「マル得店舗専用商品券」を発行します。

については、取扱店舗登録と共にマル得店舗として利用者への参加登録をお願い致します。

記

1 手続き

「令和5年度清須げんき商品券取扱店舗登録届出書」に必要事項をご記入の上、期日までにご郵送いただくか、FAXにて清須市商工会へご提出ください。

※ 登録を希望しない場合も、届出書によりその旨のご回答をお願いします。

2 期日

令和5年7月10日（月）【厳守】

※期限を過ぎた登録の場合、ホームページには掲載可能ですが、取扱店舗一覧表に掲載できません。

3 送付書類

(1) 案内文

(2) 令和5年度清須げんき商品券取扱店舗登録届出書

(3) 令和5年度清須げんき商品券事業に係る概要、募集チラシ

4 特記事項

必ず期日までに届出書に必要事項を記載し提出してください。

清須市商工会

電話 052-400-3008

FAX 052-400-8484

令和5年度清須げんき商品券取扱店舗登録届出書

1 店舗情報 ※太枠内の情報は取扱店舗一覧表に掲載させていただきます。

店舗名	代表者氏名
所在地	
電話番号	

2 登録の意向等 (①②いずれかの□へ☑を記入してください。)

意向	<input type="checkbox"/> ① <u>登録を希望する</u> ・ <input type="checkbox"/> ② 登録を希望しない (設間は以上です。)
----	--

● 以下に振込先指定口座を記入してください。(記入必須です。)

振込先指定 口座	金融機関名(支店名)	( )
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	口座名義人(フリガナ)	( )

(次項は大企業の店舗は参加できないため、記載不要です。)

3 マル得店舗参画の意向等 (①②いずれかの□へ☑を記入してください。)

意向	<input type="checkbox"/> ① <u>参画を希望する</u> ・ <input type="checkbox"/> ② 参画を希望しない (設間は以上です。)
----	--

● 参画を希望する場合は、以下の条件を確認のうえ、□へ☑を記入してください。

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者である。

中小 企業 者 の 定 義	製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
	小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

一度の買い物でげんき商品券もしくはマル得店舗専用商品券(併用可)1,000円以上を利用された方に、毎回特典を提供することができる。

※特典は割引やクーポン等で商品券利用者に10%(約100円)程度還元されることを目安にしてください。

● 以下に特典内容を15文字(句読点を含む)以内で具体的に記載してください。

特典内容															
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※粗品を特典とする場合は、「粗品進呈」ではなく進呈される品の具体名が必須です。